

別表（第２条関係）

委嘱業務に係る活動	算定基準額（円）
（１）青少年問題等に関する啓発に関する活動 （広報紙発行）	100,000 円
（２）青少年の非行防止啓発、指導及び相談に関する活動 （夜間巡視【指導ルーム】）	50,000 円
（３）「生きる力」を育成する多様な体験活動 （スポーツ大会） （体験学習【ユース育成事業】） （絵画、写真コンクール）	365,000 円
（４）青少年の健全育成に関する知識の向上、青少年問題の実態把握等に関する活動 （青少年指導員を対象にした学習会、研修会の開催・参加）	135,000 円
（５）校下（地域）での青少年健全育成を目的とした活動 （校庭キャンプ） （ハイキング等野外活動） （文化・伝承活動） （スポーツ大会・練習） （その他）	1,000,000 円

なお、交付金額の上限額は、1,650,000 円とする